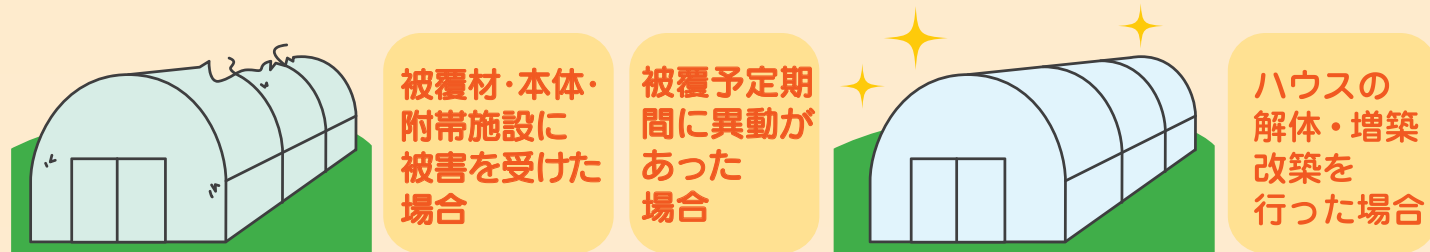


NOSAI は「農家のために」

下記の場合はすぐにNOSAIにご連絡を！



※損害発生の通知がない場合は、共済金の一部又は全額お支払いが出来ない場合があります。
 ※事故日が異なった事故については別計算になります。
 ※被覆予定期間の異動通知があった場合は、2週間以内に共済掛金を変更します。

こんな時は、共済金は支払われません

- 損害発生の通知を怠った場合や、故意又は重大な過失
- 盗難又はいたずら
- 自然消耗
- 損害額が選択した共済金支払損害額に満たないとき
- 施設内農作物が収穫された後の管理されていないビニールの損害
- 組合の確認前に修復や補修、撤去がされて、損害が特定できない場合
- 未被覆期間で異動通知がなく、被覆していたために被害となった特定園芸施設の損害(風害、水害等)



園芸施設共済と収入保険のセットの加入をお勧めします

園芸施設共済

(施設本体・附帯施設)

- 自然災害等で農業用ハウスや附帯施設が損害を受けた場合に補償します。
- 農業用ハウスを所有又は管理する農業者が対象です。



収入保険

(施設内農作物)

- 自然災害や価格低下などで、農産物の販売収入が減少した場合に補償します。
- 青色申告をしている農業者が対象です。
- 現在白色申告のみなさん、青色申告を始めましょう。

詳しいお問い合わせ・お申込みは、最寄りの農業共済組合各支所へご連絡下さい

筑前福岡支所

〒812-0063 福岡市東区原田4丁目20-12
 ☎ 092-624-2211
 FAX 092-624-2210

筑後川流域支所

〒838-0065 朝倉市一木906-10
 ☎ 0946-22-3645
 FAX 0946-24-1231

筑後支所

〒833-0035 筑後市大字古島451-1
 ☎ 0942-53-0361
 FAX 0942-53-0365

筑豊支所

〒820-0111 飯塚市有安958-38
 ☎ 0948-83-1007
 FAX 0948-83-1135

京築北九州支所

〒824-0031 行橋市西宮市5丁目1-5
 ☎ 0930-22-0867
 FAX 0930-22-0881

遠賀中間出張所

〒811-4303 遠賀郡遠賀町大字今古賀603-1
 ☎ 093-293-0113 FAX 093-293-0035



Webサイトでは様々な情報を公開中！

NOSAI福岡

検索

<https://nosai-fukuoka.or.jp/>

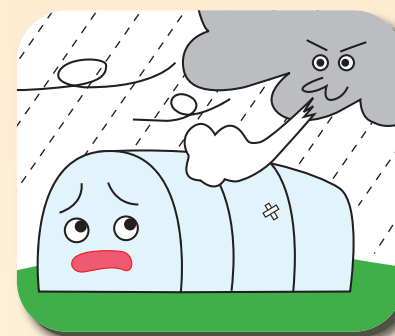
R05.03

NOSAI

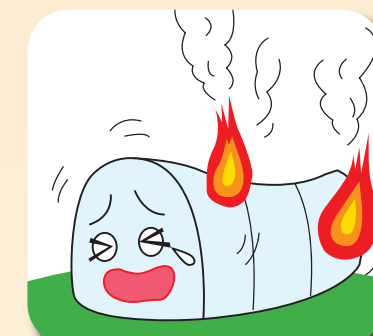
園芸施設共済

園芸施設共済は、ガラス室やビニールハウスなどが自然災害等によって受けた損害を補償します。

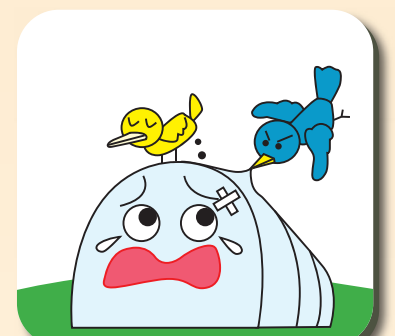
対象となる災害は？



風水害・ひょう害・雪害
 その他気象上の自然災害
 (地震及び噴火を含む)



火災・破裂及び爆発



鳥獣害



落雷



車両及びその積載物の
 衝突又は接触

..... 園芸施設共済5つのポイント!

- ① 掛金の半分以上を国が負担します(特約以外)
- ② 台風や洪水などの自然災害以外の火災や車両衝突など幅広く補償します
- ③ 特定園芸施設(ハウス本体+被覆材)と併せて附帯施設も加入できます
- ④ 特約をつけることにより、撤去費用や復旧費用も補償します
- ⑤ 耐用年数を超えた施設も特約をつけることにより再建築価額まで補償します



農林水産省 福岡県 福岡県農業共済組合

加入できるのは？

ガラス室やビニール、合成樹脂板などのプラスチックハウスを1アール以上経営している農家です。

特定園芸施設（本体+被覆材）

+

付帯施設 ※1

施設内農作物の栽培に使用されているすべてのもの(加温機、自動巻き上げ機、灌水施設など)

+

撤去費用 ※1,2

本体に損害を受けた施設の撤去・処分に要する費用（被覆材は対象外）

+

復旧費用特約 ※1

復旧に要する費用（被覆材は対象外）

+

施設内農作物 ※1

(市場価格での補償ではなく、農作物生産費として算出した価格の補償)

※1 特定園芸施設に加入することが条件で付帯施設・撤去費用・復旧費用特約・施設内農作物の加入選択ができます。いずれも所有する園芸施設すべて加入しなければなりません。(ただし耐用年数の2.5倍を超える園芸施設については加入の選択ができます)

※2 撤去に要した費用が100万円を超えるとき又は施設本体の損害割合が50%(ガラス室ハウスは35%)を超えるときのいずれかに該当した場合です。

補償の内容は？

補償額
(共済金額)

=

時価額
(共済価額)

×

付保割合
(補償割合)

※棟ごとに、本体骨材の種類及び設置年数、設置面積、被覆材の種類をもとに時価額(共済価額)を計算します。
※付保割合(補償割合)は、棟ごとに4割から8割の間で選択できます。

標準コース

築年数に応じて補償額を設定します。(新築時の資産価値の8~4割)
耐用年数経過後は据え置きになります。

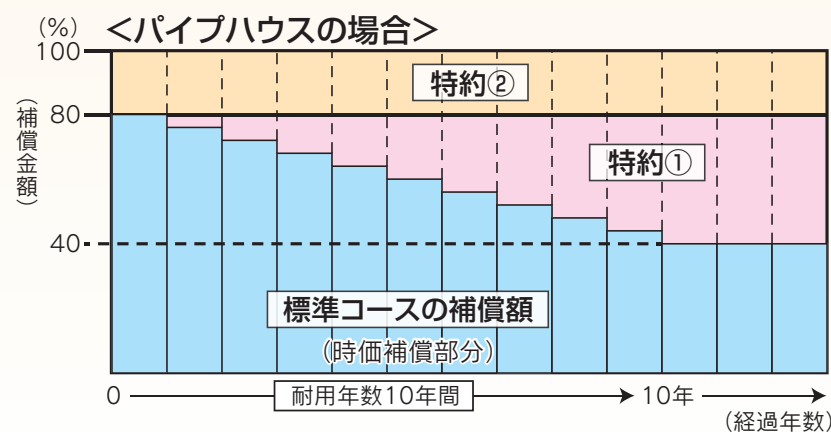
復旧費用特約【特約①】(被覆材は補償対象外)

復旧計画書に基づき、復旧した場合に支払われます。時価部分と復旧費用特約分を合わせると新築時の8割まで補償されます。

※復旧完了の通知時に、復旧に要した経費の請求書及び内訳明細書等の提出が必要です。復旧完了の通知は、特別な場合を除いて罹災日より1年以内となっています。(1年以内に復旧されないと支払いできない場合があります)

付保割合追加特約【特約②】

付保割合8割を選択した場合、共済価額の1割又は2割の補償を上乗せできる特約です。付保割合8割と合わせて実質的な付保割合は9割又は10割となります。



特約を付加すれば、築年数にかかわらず新築時の資産価値まで補償します

- 特約の掛金は全額農家負担となります。
- 特約は棟ごとに選択できます。

加入期間は？

毎月5日、15日、25日のいずれかから1年間です。

共済掛金は？

農家が負担する共済掛金は、被覆する期間と被覆しない期間ごとの掛金の合計額です。共済掛金の半分を国が負担します。(特約部分を除く)

<被覆期間>

共済金額 × 被覆期間掛金率 × 被覆期間割合 × 1/2 (農家負担割合)

<未被覆期間>

共済金額 × 未被覆期間掛金率 × 未被覆期間割合 × 1/2 (農家負担割合)

共済掛金等は
必要経費として
税金の控除対象
となります。

※掛金の国庫負担は、所有するすべての棟の補償額が1.6億円までです。
※共済金の受領額に応じて危険段階別共済掛金率が設定され、翌年以降の掛金率が変わります。

掛金は施設本体の骨材により設定

鉄骨やパイプなど骨材の種類ごとに掛金率や補償額の基礎となる標準価額を設定しています。

集団加入による割引

出荷団体(生産部会)等とNOSAIが、集団加入受付及び施設の補強・保守管理に取り組むことについて協定を締結することにより、掛金等が安くなります。(各種要件あり)

共済金の支払は？

支払
共済金

=

損害箇所の
時価損害額

×

付保割合
(補償割合)

棟ごとに本体、被覆材、付帯施設の損害額を算出します。

共済金支払下限の金額が選択できます(小損害不填補)

損害額がいずれか選択した金額を超えた場合に共済金が支払われます。

1万円(特約)

1万円を超える損害から共済金が支払われます。ただし共済価額の5%に相当する額が1万円を超えていない場合は、選択できません。

3万円又は共済価額の5%(標準コース)

10万円

20万円

50万円

100万円

小さな損害を補償から外すことにより掛金が安くなります

